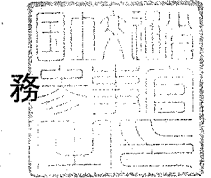


国政参復第122号
平成20年10月23日

社団法人航空貨物運送協会
理事長 滝澤 進 殿

国土交通省政策統括官付
参事官（複合物流） 志 村



貨物利用運送事業法の危険品の取扱いについて

今般、佐川急便㈱及び佐川グローバルロジスティクス㈱が取り扱った利用運送において、航空機への搭載が制限されている危険品（花火）を国内航空貨物として航空機に搭載し、運送を行ったという事実が判明致しました。

利用運送事業者の危険品の運送の取扱いについては、貨物利用運送事業法施行規則第三条において、「火薬類その他の危険品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのある貨物の運送を取り扱うときは、他の貨物に損害を及ぼすことのないように注意してしなければならない」と規定されています。

また、今回取扱いを行った両社の航空に係る利用運送約款においても、「危険品及び航空会社において引受を制限している荷物については引き受けない」旨明記されています。

こうした中で、本事案については、両社において、品名の記載が行われていないにも関わらずその確認を怠った等危険品輸送に関わる適切な対応が取られていなかったことが判明しています。

つきましては、貴協会におかれましても会員事業者に対し、危険品輸送の引受けに際し、品名の着実な確認、爆発物検査の適正な実施、従業員に対する危険品の取扱いに関する指導の徹底、危険品を出荷する荷主の把握等により、同種事案の再発防止に努めるよう、周知方よろしくお取り計らい願います。